

令和2年度司法試験 会社法

弁護士 松田 昌明

第2問

第1 設問1

1 非公開会社の募集株式の発行を争う訴えの方法と主張の概要

(1) 訴えの方法

令和2年5月14日の時点では、本件株式発行の効力が生じているため、Bは、新株発行の無効の訴え（会社法第828条第1項第2号）を提起し、本件株式発行の無効原因として、①及び②を主張する

(2) 本件株式発行の無効原因

①議決権のある剰余金配当優先株式（本件優先株式）の発行（本件株式発行）を行う旨の議案（本件決議2）

→甲社の定時株主総会の決議に取消事由あり

→非公開会社において、募集事項を決定する株主総会の決議に取消事由があることは本件株式発行の無効原因に該当する

②本件優先株式の内容等の所要の事項を定める定款変更を行う旨の議案（本件決議1）

→本件定時総会の決議には、取消事由があり

→本件株式発行は定款の定めのない種類の株式の発行となり、これは本件株式発行の無効原因に該当すると主張する。

(3) 新株発行の無効の訴えの提訴期間

非公開会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から1年以内（828条第1項第2号）が経過していない

→株式の発行の無効原因として、株主総会の決議の取消事由を主張するため、当該決議の取消しの訴えの提訴期間内（株主総会の決議の日から3か月内。同法第831条第1項柱書き前段）にしなければならないが、その提訴期間も経過していない

2 各主張の当否

(1) ①本件決議2に関する主張

ア 株主総会招集手続きの法令違反について

甲社は取締役会設置会社であるから、株主総会の招集通知には、株主総会の日時及び場所のみならず、株主総会の目的である事項及び払込金額が募集株式の引受人に特に有利な金額である場合（いわゆる有利発行の場合）における募集株式を引き受ける者の募集に係る議案の概要を記載しなければならなかったにもかかわらず（会社法第299条第2項第2号、第4項、第298条第1項、会社法施行規則第63条第7号ホ）、本件定時総会の招集通知（本件招集通知）には、株主総会の

日時及び場所のみを記載

→本件決議2には、株主総会の招集の手続の法令違反という株主総会の決議の取消事由がある（同法第831条第1項第1号）

→全員出席総会による瑕疵の治癒が認められるか否か

→判例（最判昭和60年12月20日民集39巻8号1869頁）：内容踏まえて全員が賛成決議をしたなら瑕疵は治癒される

→事前の通知がないまま、総会では虚偽の説明がされ、それをもとに賛同しており、瑕疵は治癒されない

イ 有利発行の問題について

取締役は株主総会の決議に際して有利発行を必要とする理由を説明しなければならない（会社法第199条第3項）→説明を欠くと株主総会の決議の方法の法令違反という取消事由あり（同法第831条第1項第1号）

→本件：甲社の取締役Cは、本件決議2に際し、2億円の資金調達が必要として、そのために事実上、本件株式発行以外に選択肢がないことを説明しつつも、2万円という払込金額が公正な払込金額である旨の虚偽の説明

→株主Bは本件株式発行が有利発行であることを認識することができていないため、取締役Cは有利発行を必要とする理由を説明したものと評価できない

→本件決議2に取消事由あり

ウ 非公開会社における総会決議の取消事由と株式発行の無効原因の関係

非公開会社：性質上、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る既存株主の利益〔支配的利益〕の保護を重視する形態

→その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するというのが会社法の趣旨

→非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、その発行手続には重大な法令違反があり、この瑕疵は上記株式発行の無効原因になる（最判平成24年4月24日民集66巻6号2908頁）

→本件：株式割合が減ることに反対していたBに反対決議をさせないために、株式の払込価格に関する虚偽の説明をしたものであり、既存株主の意思に反してその支配的利益が害されている + Bには有利発行である本件株式発行を差し止める機会が実質的に与えられなかった

→本件株式発行に無効原因あり（最判平成9年1月28日民集51巻1号71頁参照）。

(2) ②本件決議1に関する主張

ア 株主総会招集手続の法令違反について

本件決議1には、株主総会の目的である事項及び定款の変更に係る議案の概要の記載がないという株主総会の招集の手續の法令違反があり、そのことが株主総会の決議の取消事由に該当する（会社法第831条第1項第1号）

→全員出席総会による瑕疵の治癒（前掲最判昭和60年12月20日）

→虚偽の説明をもとに賛成しており、瑕疵の治癒は認められない

イ 株主総会の取消事由と本件株式発行の無効原因の関係

本件株式発行が定款の定めのない種類の株式の発行に該当

→会社の根本的なルールである定款に定めのない種類株式は許されない

→本件新株発行の無効原因に当たる

第2 設問2

1 小問（1）

本件優先株式のみを対象とする株式の併合（本件株式併合）による不利益

→本件優先株式の株主であるPはその保有する本件優先株式の数が半減する

（5000→2500株）

→①株主総会における議決権の割合が大幅に縮減する

+議決権割合 5000/90000（5.5%）→2500/90000（2.7%）：株主総会招集請求・役員解任・検査役選任・会計帳簿閲覧請求を失う（条文省略）

②優先配当額の総額も半減する+本件優先株式には累積条項あるため不利益大きい

2 小問（2）

（1）Pによる本件株式併合の効力発生前の会社法上の手段

① 反対株主の株式買取請求をすること（会社法第116条第1項第3号イ）

② 本件株式併合について、差止請求をすること（同法第182条の3）

③ 本件優先株式のみを2株につき1株の割合で併合すること等について定める議案（本件議案3）に関する甲社の臨時株主総会（本件臨時総会）の決議（本件決議3）について、株主総会の決議の取消しの訴え

（2）①について

種類株主総会の決議を要しない旨の会社法第322条第2項の定めがある

→反対株主の株式買取請求

法律要件の検討

①本件優先株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるか否か（同法第116条第1項第3号柱書き）→小問（1）の大きな損害を被る

②「反対株主」に該当するか否か（同条第2項）

→本件決議3に反対

（3）②について

Pが株式の併合の差止事由が認められるか否か（①or②or③いずれか）

→①甲社が本件優先株式を発行する前に発行していた株式（本件普通株式）の株主は本件株式併合によって他の株主と共通しない特別の利益を得るため、株主総会の決議について特別の利害関係を有する者に該当＋本件株式併合は専ら本件優先株式の株主の優先配当権を実質的に縮減することを目的とする

→本件決議3は著しく不当な決議に該当することから取消事由がある（会社法第831条第1項第3号）

→（瑕疵のない株主総会の決議による決定を求める）同法第180条第2項に違反し、差止事由である法令違反（同法第182条の3）が認められる

②優先株主の優先配当権の実質的な縮減を目的とする不当な株式併合であって権利濫用の法令違反があるとして、差止事由である法令違反が認められる

③取締役の善管注意義務を定める一般的な規定（同法第330条、民法第644条）も会社法第182条の3にいう「法令」に含まれる

→取締役は善管注意義務の一内容として株主間の不当な利益移転を生じさせないようにする義務を負うところ、本問ではこのような義務の違反がある

→差止事由である法令違反が認められる

(3) ③について

前提：本件決議3が取り消された場合には本件株式併合も無効となる

本件決議3には、②の通り、取消事由がある（会社法第831条第1項第3号）と認められ、これをもとにした株式併合も無効となる

以上